

令和5年第1回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和5年3月20日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議事事務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第5号

令和5年3月20日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第5号の一部訂正の件
- 日程第2 議案第3号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 日程第4 議案第5号 利根町地域公共交通活性化協議会条例
- 日程第5 議案第6号 利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 利根町通学区域審議会条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第11号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第11 議案第12号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第14 議案第21号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算
- 日程第17 議案第24号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計予算

- 日程第20 議案第27号 令和5年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 委員会提出議案第1号 利根町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第24 議案第30号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第25 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号の一部訂正の件
- 日程第2 議案第3号
- 日程第3 議案第4号
- 日程第4 議案第5号
- 日程第5 議案第6号
- 日程第6 議案第7号
- 日程第7 議案第8号
- 日程第8 議案第9号
- 日程第9 議案第10号
- 日程第10 議案第11号
- 日程第11 議案第12号
- 日程第12 議案第13号
- 日程第13 議案第20号
- 日程第14 議案第21号
- 日程第15 議案第22号
- 日程第16 議案第23号
- 日程第17 議案第24号
- 日程第18 議案第25号
- 日程第19 議案第26号
- 日程第20 議案第27号
- 日程第21 議案第28号
- 日程第22 議案第29号
- 日程第23 委員会提出議案第1号
- 日程第24 議案第30号
- 日程第25 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長より本日付で追加議案が提出されました。

ここで、追加議案について説明を求めます。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。本日、追加提出いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第30号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,991万1,000円を追加し、総額を70億3,781万5,000円とするものでございます。今回の補正予算は、人事院勧告に伴う議会議員の期末手当支給割合改正による補正と、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が1年間延長され、令和5年度も自己負担なしでワクチン接種を受けられるようになることから、ワクチン接種体制の整備に係る事業費を計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第1、議案第5号の一部訂正の件を議題とします。

執行部より議案第5号について訂正の申出がありましたので、訂正理由の説明を求めます。

布袋政策企画課長。

[政策企画課長布袋哲朗君登壇]

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第5号 利根町地域公共交通活性化協議会条例の訂正箇所について御説明申し上げます。

第3条の組織規定におきまして記載誤りがありましたので、訂正するものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思っております。

まず、訂正前でございますが、第3条第2号「地域公共交通の利用者の代表者」を「地域公共交通の利用者」に訂正するものでございます。

説明は以上です。大変申し訳ございませんでした。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第5号について、訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、執行部の皆様に申し上げます。何度も申し上げておりますが、議案の誤りは議案審議において重大な影響を及ぼすおそれがあります。特にこの議案第5号の第3条においては、一度訂正がなされたものです。十分に注意していただきたいと思います。また、今後議案を提出する際は、課内で十分に精査し、確認の上で提出するよう要請いたします。

それでは次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，議案第3号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第3号について質疑をいたします。

育児休業の取得の緩和及び対象期間の拡大について説明をということで、質疑を提出してございます。提案理由にもありますように、国家公務員法の改正で、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大が図られたということですが、この件につきましても、実は事務局からの訂正がございまして、この「期間」ですね。訂正前は公共機関の「機関」となっていたことに対して、私は疑問を持って質疑しようかなと思っていたのですが、これが要するに期日を定める期間だというふうに訂正されました。しかしながら、この2点について質疑をいたしたいと思います。

今も訂正につきましては議長からも注意がございましたように、なぜ気がつかなかったのかなど。常にチェックしていればこういう事態が起きないのにといいことでございまして、何回も繰り返し間違いが起き、そして訂正されている。非常に私は怠慢だなと思っております。

それはさておきまして、改めて質疑でございますけれども、育児休業の取得回数制限の緩和、これはどのように緩和されたのか。それから、休暇対象の期間、期間が公共機関ではなくて期日の期間に改められたわけですがけれども、この期間について御説明をいただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、提案理由のほう今、井原議員からお話がありましたとおり、対象期間の期間の漢字を誤ってしまい、これにより質疑の内容が変わってくるようなことが生じてしまいました。議案内容、また提案理由につきましてはチェックはしているつもりでしたが、最終的に私のチェックが漏れてしまいました。申し訳ございませんでした。

それでは質疑にお答えさせていただきます。

育児休業の取得の緩和ということで、拡大期間の御質疑でございますが、主に4点ございます。

非常勤特別職の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和。2点目が、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月及び2歳に到達する要件につきまして、夫婦交換で休暇の取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を許可とするための規定を整備してございます。三つ目といたしまして、子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を現行の1か月前までを2週間前までに短縮するという措置も取っております。四つ目といたしまして、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員につきましては、任期の更新等があった場合の規定を整備するというものが大きな4点となります。

以上のことから、育児休業の取得要件の緩和及び対象期間の拡大が図れることとなります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 緩和されたということで大変これはいいことだろうと思うのですが、この緩和の請求、これは本人が請求しなくてはできないということなののでしょうか。そういう該当する者を行政側でチェックして、請求しなくてもできるようにはできないものなのかなと今思いました。

それから、この育児給付金等については、休暇の期間の手当というか、給付金についてはどのようになっていますか。もしお手元に資料あれば、ちょっと説明してください。

○議長（新井邦弘君） 青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは御質疑にお答えいたします。

まず、休暇の期間ということでございますが、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること、引き続いて任命権者を同じくする職に採用されていないことが明らかなことの要件につきまして、非常勤職の子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合には、子の出生日から起算いたしまして8週間と6か月を過ぎるまでを追加して期間の延長をしております。

また、議員から御提言のありました、本人が申請しなければいけないのかということで

ございますが、個々の家庭によりまして事情が違いますので、お子さんが生まれたということで一律に役場側から休暇を取りなさいというようなことはちょっと難しいところがありますので、本人の申請により育児休業を取得していただくという形で進めております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この改正は、非常勤職員を主体に今回緩和されたというようなことで理解をしてよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） 議員おっしゃるように、今回は国の改正によりまして、育児休業の期間の緩和をしたということでございます。こちらは、町の職員の育児休業の条例の一部改正ということでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第3号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第4号 利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第4号について質疑をいたします。住民への周知について、またカード取得の推進についてということで通告をいたしてあります。

情報通信技術の進歩によって行政手続の利便性が図られるということ、これは大変いいことです。しかし、その条例を整備しても、これを利用するのは住民なんですね。ですから、その手続等の内容を住民が理解して、一人一人がそのニーズに合ったサービスを選ぶには、まず住民への周知、それからその理解が最も必要だと思っております。そこで住民が便利になったなど、そういう実感があることが私は大事だと思っております。

そういうことで、住民への理解を深めるための手段、また町民生活の向上に寄与することが目的ですから、このカード普及をどのようにさせていくのか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、このシステムをつくるだけでは何の意味もない。こういうシステムがあります、こういう利用ができますというのを周知していくことが大切だと考えております。

個人番号カードを利用した行政手続のオンライン化の周知につきましては、町ホームページや「広報とね」の周知だけではなく、関係いたします子育て支援課、福祉課、保健福祉センター及び住民課の窓口においても、利用促進、また制度の内容をよく周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、松永住民課長。

○住民課長（松永重生君） それでは御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの取得については、総務省やデジタル庁のほうで、テレビ等をはじめ各種メディアで国民への啓発を行っております。

町では、ホームページ等をはじめポスター等で啓発を行っておりまして、住民へ取得に向けての啓発手段として、もう一つが、昨年12月ですけれども各地区へ出向きまして、マイナンバーカードの申請受付を行っております。また、その後においても、住民課のほうで申請受付を継続して行っております。

現在、マイナンバーカードのほうでは一つの目的といたしまして、本人確認の手段としてのカードでございます。また、証券口座等の開設等で民間のオンライン等ができるようなサービスが備わっております。また、コンビニエンスストアにおきまして各種住民票とか印鑑証明等が取得できるということで、役場が休日でもそういう証明書が入手できるという手段が取られております。また、国のほうでは、来年の秋から保険証として利用するというので、今、促進を進めているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、説明を聞きましたけれども、もっともこのカード普及に対する熱意といいますか、今、新聞紙上でもニュースになっています。学校でも生徒たちにそのカードを生徒たちに勧めるわけではないですけれども、保護者に向けてそういう推進を図っているということで、今、お二人の課長からお話がありましたけれども、これは全庁を挙げてやらなくてはならない問題だと思います。

町でもそうですけれども、国家でもデジタル田園都市国家構想等々も進めていますから、

その一番の最たるものは、このカードの普及だと思うのです。ですから、他町村と比較するとか、何%とかそういうのはどうでもいいので、要するに100%の取得を目指して全庁を挙げてやってもらいたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるように、マイナンバーカードの普及がとても大切だと考えております。先ほど住民課長からもお話がございましたが、土日等役所以外での交付申請、交付手続、また、忙しいときには住民課の職員だけということではなくて、ほかの課の職員も動員して手続の対応に当たっているというのが現状でございます。議員おっしゃるように、町全体での取組として、この個人番号カードの申請、発行につきましては、現在、手続を進めさせていただいているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第4号 利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4，議案第5号 利根町地域公共交通活性化協議会条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

この議案に対する質疑も、地域における需要把握と利用者の代表者について通告をしておいたのですが、本日、議会の最終日に訂正をされました。これでは、事前通告の意義など全然ありませんね。この事前通告につきましては、以前、執行部の丁寧な、そして事務の多忙さを思って、議会側が率先して取り入れたものです。ですから、こういうことをされると、全然この事前通告の意味がありませんので、以前のとおり緊張感を持って事前

通告を取りやめたほうがいいのかと今、考えを持っております。

今回、公共交通の利用者の代表者3名以内となっていたのが、代表者でなく、利用者の3名以内と第3条第2号について訂正があったわけですが、なぜこのように間違いの条例が堂々と提出されるのか。しかも、議会で議論される直前になって、こちらから通告しないと気がつかないのかな、大変残念に思っております。こういうことが流れるというのは、皆さん方もそうでしょうけれども、私ども議会も大変恥ずかしく思っておりますので、今後十分に注意をしていただきたいと思っております。

さて、質疑ですが、需要に応じた輸送の確保という文言がありますけれども、このデータ収集をどのように集めるのか、これがちょっと疑問に思ったのでお聞きしたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず初めに、今回の条例の字句の訂正、大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、全課挙げまして再度チェックしてまいりたいと思えます。

それでは、御質疑のほうにお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、地域におけます需要の把握につきましては、町民3,000人を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。その調査結果を、今後、地域公共交通計画の策定の参考とさせていただく予定でございます。

アンケート調査の内容につきましては、既に近隣自治体のほうで計画を策定している自治体のアンケート調査を参考にさせていただきながら、今度新たに発足します地域公共交通活性化協議会に諮りまして、進めてまいりたいと思っております。また、実際にこの協議会の中で、利用者の方を3名公募して委嘱したいと考えております。この3名の方の御意見も、アンケート調査のほうに入れさせていただければと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 300名からアンケート調査をするということですがけれども、ただ単に300名といっても、年齢層もあるし、職業もあるし、実際にそれを利用しているか利用してないかも分からないし、男女別も分からない、大変あやふやなものです。それで、そのアンケートを利用して慎重審議する、その意見を大切にするというのはそれでいいでしょうけれども、最終的に決めるのは協議会ですよね。協議会で決めるんだけれども、その委員が町民代表として大変少ないですね。

この前、町のほうで利根町みんなのまち基本条例という概要版が発行され、皆さん町民は見ています。この概要版を見て、町民主体のまちづくりなんだと誰もが思ったんですね、私どもの意見が通るんだと。ということをするときに、果たしてこの公共交通の協議会に生かされるのかどうなのか、大変疑問です。そういうことで、今回質疑をしているわけです。

ですから、そのデータ収集が300人で果たしていいのかどうなのか。この中で、この公共交通を利用する方が何人いるのかというものも分からない。ただ意見を言えばいい、それだけでは本当の需要に応じた計画にはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず、アンケート対象者300人ではなくて、3,000人でございます。また、年齢とか職業、男女、この辺の構成につきましては、いろいろと話をしながら、できるだけバスを利用している方、ふれ愛タクシーとかデマンドタクシーにつきましてはほぼ高齢者の方が多く使われております。その中に、委員のメンバーとして、その事業者の方も入っていただいております。また福祉バス、こちらの担当課の課長にも入っていただいておりますし、民間バス会社やタクシー事業者にも入っていただいておりますので、全て町民の方の半分を組織してやらないといけないというわけではなくて、あくまでも公共交通に関しまして専門的な知識がある方、そういう方も入っていただきながら、また町民の御意見を伺うために一般町民2名と利用者の方3名、全部で19名の方に委員になっていただきまして、内容をいろいろ検討していただいて、町民3,000人の方にアンケートを実施して決めていきたいと、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑は終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 私は、反対の立場で討論をしたいと思っております。

利根町の高齢化が進む中で、この公共交通の重要性というのは誰もが認識しているところだと思っております。特に弱者も絡む公共交通ですから、この条文にある最終的な決定、過半数で決するという事になっておりますが、この文言、これがどうも私は理解できない。これは町の将来にとっても大事なことです。大多数の賛成、つまり委員全員で決することが私はいいと思っておりますので、この地域公共交通活性化協議会条例に反対をいたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第5号 利根町地域公共交通活性化協議会条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5，議案第6号 利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

議案第6号につきまして、この条文の中に可否同数時の決定について書かれております。要するに、会長が決するという文言があるかと思えます。もう一つは、委員以外の意見の扱いについての文言もございますので、この二つについて私は質疑をしたいと思えます。

まち・ひと・しごと創生に関する施策については、基本的な計画と一体的な計画として総合計画を策定するということでございます。将来に向けて重要な計画でございますので、なぜ可否同数のときに会長が決することになるのか、私はどうも分かりません。大事な利根町の将来に向けて夢を描かれている計画なので、これにつきましても、全員が賛成するというのが私は望ましいのではないかと考えております。

それからもう一つ、委員以外の者の出席を求め、説明、意見を聞くことができるということになってはいますが、この委員以外の者の説明というのは何なのか、ちょっと意味が分からないので、これについて御説明をいただきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず、第10条第4項に規定しておりますとおり、会議の議事を採決する際につきましては、どうしても出席委員の可否同数のときは会長が決する、そういう形になると思えます。その前に、会議の中でいろいろ議論がされて拮抗している中では、すぐに採決をするのではなくて、もう少し話し合いをするような形になってくるかと思えますけれども、最終的な決定というのはどうしても出席委員の過半数を超えた形で採決をされるという形になってございます。

また、第10条第5項に規定しております、委員以外の者を出席会議に出席させ、説明または意見を聞くことができることにつきましては、会長がこの計画をつくる際にもう少し町のことを知っている方の御意見を伺いたいということになれば、こういう規定を設けまして、出席を会長が認めた場合には会議に招集し、意見を求める場面をつくる規定でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 説明というのは、やはり熟知をしていることが前提だと私は理解

しているのですが、この辺の解釈についてはいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 第三者の方、委員以外の者を出席させる場合には、当然熟知をされている方の意見をお聞きしたいということで会長が認めた場合の規定になりますので、熟知していない方をそこに呼ぶということはありませんとは思いますが、あくまでもこの規定につきましては、そういう熟知された方の御意見、何か疑問点はその会議の中で分かれているのであれば熟知している方を呼んでもう一度整理しましょうということで、そういうための規定でございますので、当然熟知した方が来ていただくような形になると思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

○8番（井原正光君） 私は、総合計画条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

町の将来にとって、大事な大事な総合計画であります。それを過半数で決めるということに対して、どうしても私は理解できません。全員賛成でこれは決めるべきです。

しかもこの委員が、町民は4人しか入っていないです。16名のうちの4名しか入っていないで、この重要な案件、しかもそれを過半数で決められていく、そういう将来の町の姿というのはあるのだろうか、非常に恐ろしい感じがいたします。また、この町民4人というのは、これからの計画でありますから、20代、40代の人の意見を聞くことも大事だろうし、ただ単に公募したからそれでいいというものではないと私は思っております。

また、学識経験者という言葉がここにありますが、8人以内、大変多くの経験者が委員になれるということですが、私は、言葉は悪いですが、将来に向かっての町の計画について学識経験というのは、私は通用しないのではないかと思います。これからの町の将来の夢というのは、やはり若い人が考え、そして意見を述べ合って計画をつくっていくことに意義があると私は思っております。

利根町も立派な町の憲法と言うべき条例をつくりましたので、この条例、この憲法を重視してまちづくりをしていただきたいなと思います。

本当に何十年も先の町の将来像を考えた場合に、人口減少を考えた場合に、多数決、過半数で決める、これは私はどうしても納得できません。町の将来の計画というのは、やはり参加した委員全員がこういう町の姿を描くことはいいことですねということで賛成して決めるべきだと思いますので、この条例について反対をいたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第6号 利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6、議案第7号 利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 議案第7号について、女性の構成についてということで質疑を提出してございます。

今回の改正は、推進委員会の総数が12名となっていますが、委員として囑託する方がどのような方なのか。また、それぞれの人数がはっきりしていなかったのが、知識経験者4名以内、各種団体4名以内、町民4名以内と、はっきりと今回定められました。それからまた、町議会議員もこれまで2名ということであったのですが、それが削られたということで、この削られたことについては私、大変よかったなと思います。いわゆる行政関係に議員が入って議論してはおかしいですから、私の長年の意見が取り上げられて、これは本当にうれしく思っています。

そこで、女性の構成ですが、10分の4未満という文言があるかと思うのですが、これははっきりすべきではないですかね。はっきりと何名、過半数とか、半々とか、いかがなものでしょうか。この10分の4未満というのは、どこからこういう文言が来ていたのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず、今回改正する男女共同参画推進条例第21条の第2項の規定で、委員の選任に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならないというふうにしてございます。

また、町の附属機関の男女の割合につきましては、本条例の第16条の規定で、委員の委嘱または任命に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとするとしておりま

して、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女いずれか一方に対し、男女が社会の対等な構成員として、町における政策の方針や立案、決定に際して共同して参画する機会を積極的に提供することを努めてまいります。このことによりまして、町の審議会などへの女性委員の登用割合につきましては、審議会等の委員の委嘱、任命に当たりましては、女性委員の構成割合が引き上げられるよう、毎年各課のほうに働きかけをしてまいります。

この内容につきましては、男女共同参画推進委員会のほうで報告をさせていただいております。また、その結果を公表させていただいております。男女共同参画推進プランの現在の指標値の報告書につきましては、令和6年度の目標値が30%、令和3年度の実績では30.1%という形になってまいります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第7号 利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7、議案第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8，議案第9号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 議案第9号について、今回第7条が加えられたことについて、国の基準が改められたので、町の基準も改めるという提案でございます。背景には、私も知っておりますけれども、園児の置き去り、あるいは死亡事故発生により、事業者等が安全計画を策定して、それに沿って措置を講じることがいいのではないかということによる改正かと思えます。

さきの説明でも、保護者との連携、あるいは乳幼児の乗降者による点呼確認等々、お話がございましたけれども、これによって少しは事故はなくなると思っておりますけれども、その被害者というのは今回のこの命の代償がこれほど軽いものかというコメントも出しておりますし、この第7条を加えることによって、そういう事故が果たしてどれだけ防げるのか大変疑問です。そういうことで、行政の指導というのは非常に重要になってくると思えます。

そういうことで、その指導、この前説明聞いた以外に、今思いつくこと、あるいはまた皆さんにお知らせしたいなということがありましたら、その内容について説明をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

幼稚園や認定こども園におきましては、学校保健安全法によりまして、安全計画の策定が義務づけられております。

一方、保育所を含む児童福祉施設等、児童が長期にわたり入所または通所する施設につきましては、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項を国の定める運営基準として明確に位置づける必要があるとしまして、保育所がバス等を利用することを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、努力義務ではなく従わなければならない基準と今回いたします。

利根町におきましての家庭的保育事業者は、事業所内保育事業として、もえぎ野わかば保育園が家庭的保育事業者となります。実際は乳幼児と幼児ということで、2歳児までの

保育ということで現実的にはバスを利用して移動することはないのですが、そういった場合も従わなければならない基準として条例で定めまして、指導も町でしていくようになります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第9号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第10号 利根町通学区域審議会条例を廃止する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 議案第10号について、今回、統合によるところの改正ですけれども、利根町では河内町への通学があります。以前も、ずっと何十年も前からの課題ですけれども、一時、東文間小学校のほうへ向かった時期があったのですが、また戻ってしまったという経緯があります。

今回、他町への通学について、教育委員会、教育長はこのことについてずっと知っていたのでしようけれども、この辺の認識というか、考え方というのは、教育長がこの河内町への通学もちろん知っていると思うのですが、私は、基本的には利根町にいる小中学生というのは利根町の中で教育を学ばせたいなと思っています。それはなぜかという、教育の格差云々よりも、将来の町の行政に携わっていく上で、非常に不便を感じるのです。要するに、学校が違うことによって、なかなかなじめない。さきの小学校統合についても、河内町へ通学している地区については関係ないという答えがいっぱいあります。

ですから、利根町の行政区域内で起きているいろいろな課題が、彼らには全然認識され

ていない。これは教育ばかりではなくて、行政にも及ぼす影響が大きいのではないかなということから、教育委員会としてはこういう他町への通学についてどのように認識を持っているのか、それをお聞きしたくて今回、質疑をしたわけです。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

他市町村への通学についてですが、区域外就学という制度を活用することができます。区域外就学の認定要件につきましては市町村によって異なっており、町外の学校へ通学したい場合、通学したい学校のある市町村教育委員会で区域外就学の手続きが必要となります。以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 教育長の考えをお聞きしたかったのですが、いかがですか。

つまり、区域外への通学について認められていることは分かっていますけれども、こういう生徒がいるということに対して、町内で教育を学ばせるように努力する考えなのか、ただそのまま放置するのかを含めて、お考えをお聞かせくださいということです。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 日本国民の三つの義務の一つに、親が子に義務教育を受けさせる義務、義務教育がございます。15歳まで、学校での教育を受けさせる義務がある、その親が、利根町の公立学校を選ぶのか、隣接する市町の公立学校を選ぶのか、これは親の判断になるかと思えます。

利根町の教育をつかさどる責任者として、選ばれるような教育環境を整えていきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 区域外、特に町内での区域ではなくて、別の自治体の区域外への通学については、受けたほうの市町村は、それだけ教育費がかかるわけですね。要するに、費用がかかるわけです。だから、その辺のことについても、本来であれば話し合うべきなのかなと。以前はこれ、話し合ってきたのです、負担について。

利根町が河内へいろいろ教育委員会同士が話し合っただけ、そういうのをある程度決めてきた経緯があるけれども、今言ったように、親が、保護者がどうのこうの、保護者の意思でそれは確かにいいのだろうけれども、そういう費用負担の面で何らかの問題が起きるのではないのかなと私は思っていますので、それでお聞きしたのです。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 様々な理由で、町外へ就学を希望する家庭がございます。逆に、隣接する市町から、いじめ等々で利根へ入ってくるというお子さんもございます。

やはり私としては、教育費云々よりも、子供の心の成長を考えたときに、いじめ等々で

隣接する学校に居づらいというお子さんがいれば、新しい地、利根町で再スタートが切れるというスタンスでこれまでも来ておりまして、実際に利根町の小中学校に通学する児童生徒はございます。これからも、仮に利根町の小中学校でどうしてもなかなか生活しづらい、そういう状況つくらないように努力していきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 教育費のことですが、地方交付税におきまして、児童生徒数が算定の基礎となっておりますので、その分は幾らか入ってくると思えます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第10号 利根町通学区域審議会条例を廃止する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第11号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第11号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第11、議案第12号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第12号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第12、議案第13号 利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第13号について質疑をいたします。

今回、減員について、要するに1名減らすということについて、小学校統合に伴い、学校関係者が1人減ると。11名から10名にするという改正です。もう一つは、調査、審査を進める上で、幅広く福祉関係者の意見を聴取する必要があるからということで、この2点の改正かと思えます。

今回の質疑は、小学校統合についてはそれでいいですけども、なぜ1名を減らすのか。この支援は、教育委員会の諮問に応じていろいろやるわけですけども、統合するといっても、その問題、言葉がちょっと分からないですが、要するに配慮を要する児童生徒は同じだと思うのです。ですから、別に減らさなくてもよかったのかなという感じを私は持っています。

もう一つは、この関係者、要するに児童福祉施設等職員を児童福祉関係者に変更することによってどういう幅広い審議ができるのか、それが分からないので、御説明をいただきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 御質疑にお答えいたします。

まず、委員の数11人を10人以内にするということについてですが、小学校統合に伴い、2校減少になるということを考えれば、9人という数字も考えたところでございますが、児童福

社関係者という名前を使って条文を改めたとおり、幅広い意見を聞くことのできる委員会にするために、10人以内というゆとりを持った人数を条文とさせていただきます。

また、児童福祉施設等職員という名称ですが、現在、町役場のほうから子育て支援課の職員等が入っておりまして、児童福祉施設等職員という言い方に違和感を感じたものですから、児童福祉関係者とする。さらに、福祉施設にかかわらず、児童福祉関係に就いていらっしゃる方々を広く呼ぶことのできる条文とさせていただきますところ。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 先ほども言ったように、一つ目の減員、1人減らすことについて、私は11名でもよかったなと今でも思っています。

それから、二つ目の児童福祉関係者と児童福祉施設等職員を変えることによってどういうメリットがあるか、私はよく理解できませんけれども、児童福祉施設等職員のほうが、要するにこういう施設に勤める職員であって利根町のことをよく知っているの、現場を知っている職員のほうがよかったのではないかなと思っています。

片方の福祉関係者というのは、児童福祉法に基づく公務員、要するに県職員ですよ、大体が。県から来て、果たして利根町の事情をよく分かるのかな。説明して理解された上で意見を求めることになるよりも、元の福祉施設等職員のほうが町内にいて、その事情をよく知っているから意見をよく聞けるのではないかなということで、今ちょっとお聞きしているわけです。

もう一度御答弁をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） こちらのほうの想定している方ですけども、現在の委員のメンバー構成でいくと、一つ課題になっているのが、幼児教育施設の方の参加が今現在ないというところから、このあたりがまず一つ入ってくるといいと私は考えております。

さらに他市町村、他県も含めてですが、転入者の中に、この教育支援委員会に審議対象としてかけなければいけない児童生徒がいることがあります。これに対して、他県、それから他市町村のその子と関わってきた方なども参加できるような含みを持たせた条文にすることによって、適正な審議ができるというふうに考えて、このような名称変更をさせていただきます次第です。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第13号 利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例を採決します。
原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。
それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第13、議案第20号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第20号 町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第14、議案第21号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第21号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第15、議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管

理者の指定についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第22号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開を11時30分とします。

午前11時12分休憩

午前11時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第16、議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算から、日程第22、議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算まで7件を一括議題とします。

この件については、3月2日の本会議において予算審査特別委員会に付託しております。会議規則第77条の規定により、委員長から予算審査報告書が提出されましたので、タブレットにその写しを配付しております。

ここで、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

予算審査特別委員会船川京子委員長。

[予算審査特別委員長船川京子君登壇]

○予算審査特別委員長（船川京子君） それでは、本委員会に付託された議案について一括して報告いたします。

本委員会は、令和5年3月2日本会議において設置され、議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算から議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7議案について付託されたものです。

予算審査特別委員会は、今月10日及び14日、15日、16日の4日間、委員10名の出席の下、開催し、執行部から各課長及び担当職員の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

令和5年度利根町一般会計予算の総額は、約64億9,525万2,000円です。前年度より2億

8,185万5,000円の増額です。

次に、令和5年度利根町国民健康保険特別会計予算は、事業勘定が20億382万4,000円、診療所の施設勘定が1億3,374万1,000円。

次に、令和5年度利根町公共下水道事業特別会計予算の総額は3億75万7,000円。

次に、令和5年度利根町営霊園事業特別会計予算の総額は616万5,000円。

次に、令和5年度利根町介護保険特別会計予算の総額は17億834万4,000円。

次に、令和5年度利根町介護サービス事業特別会計予算の総額は1,617万5,000円。

最後に、令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算の総額は6億3,366万9,000円。

一般会計と特別会計を合わせた総合計は112億9,792万7,000円で、前年度より3億2,337万5,000円の増額となっております。

議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算の表決の結果、賛成8名、反対片山委員1名で可決です。

議案第24号から議案第29号については、全会一致で可決でした。

予算計上に関しましては、年度末に大きな額を減額するということが散見されますので、予算見積もりの段階でよく精査していただくようお願いいたします。最小の予算で最大の効果を上げるとともに、今後も行政改革を進め、歳出抑制に努めていただきたいと思います。

以上、今定例会で付託された議案は、全て原案どおり可決しております。

なお、審査の詳細につきましては、全議員が委員会に出席しているため割愛させていただきます。

以上、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

本件は、議長を除く全議員が委員のため、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算から議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算の7件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

○8番（井原正光君） 私は、令和5年度利根町公共下水道事業特別会計予算について、反対討論をいたしたいと思います。

今回この予算に、雨水路改築工事2,500万円が計上されております。これは、委員会の中でも質疑をして、お聞きいたしました。今、船川委員長からの報告にありましたように、最小の予算で最大の効果を上げるべき予算ではないな、それから外れているなということで、反対をいたします。

皆様方も御承知のように、フレッシュタウン北側における排水路、今、公共下水道事業として、雨水排水路として、都市計画税を使って、計画的にやっているのかどうか

は分かりませんが、ぼつりぼつりと間隔を空けながら、下流からやる、あるいは上流からやるでもなく、ところどころぼつぼつとやっていますね、工事を。財源は都市計画税ですから、それほど財源がない。このままいくと、あの事業、何十年かかるか分からないような事業です。

それはそれとしていいですけども、あそこの排水路、公共下水道事業でやっているのですから雨水排水ですけども、よく考えてみますと、雨水排水、要するに団地等からの雨水と、もう一つは農地からの排水、それが入り混じっているわけです。そういうことによって、今あの大きな排水路ができています。それをなぜ、都市計画税を使っただけの事業をやらなくてはならないのかと思っているわけです。

この場でも私、一般質問の中で再三申し上げているように、よく考えれば、先ほど申し上げました、農業排水も入ってくるわけですから、負担を出し合えば早くできるわけです。何十年もかからなくてもできるわけです。

今回、何十年も前から利根東部地区から始まってきて、西部地区まで来ました。ですから当然、フレッシュタウンの北側のあの排水路についても改修はされるということは、誰もが分かっているわけです。ですから、再三申し上げているように、面積によって負担配分すべきだと申し上げているわけです。宅地からの雨量、田んぼからの雨量、もう一つは国土交通省の利根の堤防からの雨水もあります。

ですから、庁内で、要するに農業関係者、それから都市計画の下水道関係者、それから財政的な問題もあるでしょうから、せめて3者で町の方針も決め、土地改良事業所、江戸崎事業所ですか、そこと協議し、そしてまた国交省と協議すれば、補助事業として認められるのではないかと。私、そういうふうに前からずっと思っているのです。何回もこの場で申し上げてきているのですが、町長は皆さんの意見を聞くということで最終的にいつでも、今回もそういう言葉で締めくくられるのでしようけれども、それが実際実施していない、大変私は残念だなと思っています。

そういうことで、今からでも遅くないですよ。この庁内で、役場内で意見をまとめて、基盤整備の事業として認められるか認められないか交渉して、財源を出したほうがいい。また、国交省のほうともお話しすれば、あの雨水の排水を町でお金を出すということ、私は疑問に思っているのです、これも協議すれば、幾らか出るのではないかな、出なくても助言はいただける。せめて県の事業にはなるのではないかということから、この利根町公共下水道事業特別会計について、私は反対をいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、最小の予算、そして最大の効果を上げるためには、少し努力していただければ、これは可能だと私は思っておりますので、ぜひそのようにしていただきたいということでもあります。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

七つの一括議題なので、どれでも賛成討論は受け付けます。

大越議員。

○4番（大越勇一君） 議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算に、賛成討論をいたします。

令和5年度の予算規模は64億9,525万2,000円で、前年度比2億8,185万5,000円の増で、率にして4.5%の増です。町民生活重視の施策を優先した予算編成になっております。

その中で注目する事業としては、農業振興関係では、利根西部地区基盤整備事業で、第2期地区の文小学校付近から利根中学校付近までの早尾、横須賀地区において令和4年度に荒整地を行っている地域の令和6年度の作付開始に向け、パイプライン敷設などの仕上げ工事と用水機場2か所の建設が行われます。また、南部地区においては、第1期地区の羽中より荒整地工事が行われます。

道路整備関係では、幹線道路の老朽化に伴い、利根川沿いの町道109号線及び立木地内の産業道路、町道102号線の道路舗装修繕工事を行います。生活道路としては、羽根野台、布川台及び布川東の道路修繕工事を行います。そのほか、商工関係、防災関係、福祉関係など、住民サービス向上につながる多くの新規事業が、当初予算に盛り込まれております。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化、人口減少の急激な進展など、厳しい財政状況が今後も続くものと思われまます。限られた財源と人員を有効に活用しなければなりません。行政と議会が一丸となって質の高い行政サービスを提供し、町民満足度の向上を図り、社会構造の変化に対応した効果的な施策を推進して、持続可能な社会づくりである住みやすい、そして安心して安全なまちづくり「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現しなければなりません。

そのためにも、効率的な行政運営を着実に進めることを願い、議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算に賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

社会は新型コロナウイルスの影響で、がらりと様相が変わりました。しかし、人類の歴史を振り返ってみると、感染症によるパンデミックは、これまで何度か起こっています。そのたびに世の中は絶望に包まれましたが、人々はこれを克服し、よみがえってきました。

それでは、令和5年度利根町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ64億9,525万2,000円で、前年度対比4.5%の増となっております。そのうち、自主財源である町税は12億320万7,000円で、構成比で18.5%です。一方、地方交付税は構成比で32.7%で依存財源が大宗を占めています。このような厳しい財政状況を踏まえて、選択と集中により、効果の上がる事業を厳選してあります。

当町の最大の課題は、人口減少です。人口増加を図るため、横断的に施策を組み合わせ、実効性のある事業に予算を配分してあります。国のデジタル田園都市国家構想に明記してある課題を積極的に導入し、利根町を元気に活路を開く事業に重点的に予算措置をしてあります。特筆する事業を挙げますと、自治体DX推進事業に1,003万5,000円の予算措置をしてあります。

次に、定住促進事業に2,957万7,000円を予算化してあります。定住促進を図るには、交流人口や関係人口、地場産業の振興、ふるさと納税など様々な要素を組み合わせ、利根町のよいところを理解していただくために、行政としては、日頃、利根町をPRするブランディング活動を行っています。今現在は、それにデジタルを加えたデジタルブランディングのほうが効果的と思います。

先ほども言いましたけれども、地域公共交通計画策定事業に1,107万4,000円の予算措置をしています。これは、令和5年度、令和6年度の2か年かけて策定するという説明がありました。今期定例会の議案第5号で、利根町地域公共交通活性化対策協議会の提案がされています。提案理由につきましては、このようになっています。地域における需要に応じた旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現となっています。

定期バスの増便をお願いいたしましても、利用者が少なくでは、採算を無視してまでは運行不可能です。地域交通対策は、利根町住民の熱望でございます。現在はその条例の可決を見まして、この政策のスタート点に立っております。詳しいことは、地域公共交通対策の協議会の条例がありますので、省略いたします。

それからもう一つ、最近のNHKの報道によりますと、全国の路線バスの事業部門で、約9割以上が赤字路線でございます。そして、デマンド交通乗合タクシーは、全国で700以上の自治体で運行しています。こういうことが報道でありました。

以上により、厳しい財政状況下にある町においても、町民の願望を網羅した予算であります。以上をもって、賛成といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許可します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第23号から議案第29号まで、それぞれ採決をいたします。

まず、議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第23号は原案どおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第24号は原案どおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案どおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第26号は原案どおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度利根町介護保険特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第27号は原案どおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第28号は原案どおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第23，委員会提出議案第1号 利根町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

委員会提出議案第1号 利根町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，委員会提出議案第1号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第24，議案第30号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第30号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第9号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表，繰越明許費補正でございます。

款4衛生費，項1保健衛生費，事業名が感染症予防対策事業で1,021万5,000円を4,993万2,000円に変更するもので，新型コロナウイルスワクチン追加接種の費用につきまして，今議会の一般会計補正予算（第8号）において繰越明許をしたところですが，3月9日に行われました国の説明会におきまして，令和5年4月から8月までの接種に係る費用の予算計上を求められたため，一般会計補正予算（第8号）の繰越額で不足する費用を算定の上，繰り越すものです。

7ページをお願いします。

続きまして，歳入でございます。

款14国庫支出金，目2衛生費国庫負担金は1,171万4,000円を増額するもので，新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は，先ほど御説明しました新型コロナウイルス

ワクチン接種に係る追加費用の負担金となります。

項2 国庫補助金，目3 衛生費国庫補助金は2,533万7,000円を増額するもので，新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金も同様に，新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係る追加費用の補助金となります。

款18繰入金，目1 財政調整基金繰入金は286万円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整となります。

8 ページをお願いします。

続きまして，歳出でございます。

款1 議会費，目1 議会費は19万4,000円を増額するもので，議会活動費は，人事院勧告に基づき，利根町職員の給与に関する条例等の一部が改正されたことにより，議員の期末手当の支給率が変更されたことによるものです。

款4 衛生費，目2 予防費は3,971万7,000円を増額するもので，感染症予防対策事業は，歳入でも御説明しました，令和5年4月から8月に実施する新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る一般会計補正予算（第8号）の繰越明許において不足する費用の計上となります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第30号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第30号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第25，常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管所掌事務のうち，会議規則第75条の規定により，タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり，閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） ここで一部事務組合及び企業団に所属する議員から、各議会の報告について発言を求めておられますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、山崎誠一郎議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員山崎誠一郎君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（山崎誠一郎君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の令和4年10月以降の活動報告を行います。

令和4年第6回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会が令和4年10月27日に開催され、事務局より、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化について、協議会での協議結果の報告や今後のスケジュール、新組合議会の議員定数について説明を受け、協議を行うものであります。

次に、令和4年第2回定例会が令和4年11月10日に開会となり、令和3年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算の認定を行いました。

次に、令和4年11月14日から15日にかけて、国内初のごみ焼却・バイオガス化複合施設である山口県防府市にある「防府市クリーンセンター」を訪問し、ごみ処理施設の先進地視察研修を行いました。利根町が加入している龍ヶ崎地方塵芥処理組合が現在直面している課題である最終処分場の延命化、逼迫する既存ごみ処理施設の広域化、高まる環境意識への対応などにおいて、非常に役立つ収穫の多い研修となったところでございます。

次に、令和5年第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会が、令和5年2月10日に開催されました。冒頭に、管理者である龍ヶ崎市長より、地元住民との懇親会が開催されたことについて報告を受けました。また、3組合統合について、令和5年4月1日の統合は実現しないが、協議会は継続していくことについて報告を受けました。

全員協議会では、環境省へ提出する指定廃棄物早期撤去に係る要望書について協議を行いました。同日、令和5年第1回定例会が開会となり、11議案についての審議を行い、全会一致で全議案の可決・同意となりました。

まず、議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合条例の読点の表記を改める条例については、国における「公用文作成の考え方」の見直しが行われたため、組合についてもこれに準ずることとした条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月から地方公共団体についても規定が適用されることから、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第3号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開・個人情報保護審査会条例については、議案第2号に関連し、附属機関である龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開・個人情報

保護審査会の設置等について定めるため、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合事務局設置条例の一部を改正する条例については、事務局を管理課1課とするものであり、関連する条例を一部改正するものであります。

次に、議案第5号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、行政職6級の職務の級に「特に高度の知識又は経験を有する課長の職務」を加える改正を行うものでございました。

次に、議案第6号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に引上げを行うものであります。併せて、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の新設などを行いました。

次に、議案第7号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例については、地方公務員法の改正に伴う関連条例の改正等を行うものでございました。

次に、議案第8号 令和4年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,497万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,714万9,000円とするものでございました。

次に、議案第9号 令和5年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金割合については、関係市町の令和5年度分賦金割合を協定書等に基づき定めるものでございました。

次に、議案第10号 令和5年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,129万9,000円とするものであります。

最後に、議案第11号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会委員の選任については、新たな委員の選任同意を行うものでございました。

以上で、令和4年10月以降の龍ヶ崎地方塵芥処理組合での活動報告といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議会報告について、花嶋美清雄議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員花嶋美清雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（花嶋美清雄君） 龍ヶ崎地方衛生組合議会活動について御報告いたします。

龍ヶ崎地方衛生組合議会では、1月18日に令和5年第1回全員協議会が開催され、令和5年第1回臨時会提出議案、龍の郷・クリーンセンター施設保全計画、そして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取組状況について、事務局から説明及び報告があり、協議が行われました。

次に、1月27日、令和5年第1回臨時会が開催されました。提出された議案は、委員選出の監査委員に船川京子議員を選出するもので、全会一致で同意されました。

次に、2月8日に令和5年第2回全員協議会が開催され、令和5年第1回定例会提出議

案及び1月27日に開催された稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の結果について事務局から説明及び報告があり、協議が行われました。

次に、2月20日に令和5年第1回定例会が開催されました。提出された議案は、条例が個人情報保護に関する法律の改正に伴うものや職員の定年引上げに関するものなど6件、次に、令和4年度一般会計補正予算（第2号）、これは既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ782万8,000円を減額し3億9,901万4,000円とするほか、昨年落雷により破損したクリーンセンター機器の修繕の一部を次年度に繰り越すものです。次に、令和5年度分賦金割合を均等割5%、実績割95%とする議案。次に、令和5年度一般会計予算、これは歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,567万円とするもので、令和5年度は龍の郷・クリーンセンター施設の精密機械機能検査やし尿貯留槽の防食塗装の補修など事業費が計上されているところです。最後に、公平委員会議員に美浦村から推薦のあった平野芳弘氏を選任しようとする議案、以上10案件については、いずれも全会一致で可決及び同意されました。

定例会終了後に令和5年第3回全員協議会が開催され、事務局から、将来の全面更新に向けた龍の郷・クリーンセンターの施設整備計画案について説明があり、協議が行われました。

以上で、龍ヶ崎地方衛生組合議会の活動報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、後期高齢者医療広域連合議会報告について、船川京子議員。

〔後期高齢者医療広域連合議会議員船川京子君登壇〕

○後期高齢者医療広域連合議会議員（船川京子君） 茨城県後期高齢者医療広域連合議会令和5年第1回定例会の御報告をさせていただきます。

広域連合長提出議案11件、報告2件、議員提出議案3件の事件がございました。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域副連合長の選任の同意を求めることについて、五霞町の染谷森雄氏が選任されました。

議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について、議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について、議案第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、議案第2号から議案第6号まで可決されました。

議案第7号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、歳入歳出それぞれ14億9,724万円と定め、可決されました。

議案第8号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ3,774億4,321万6,000円と定め、可決されました。

議案第9号 令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出それぞれ4,471万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,121万

4,000円とし、可決されました。

議案第10号 令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号), 歳入歳出それぞれ1億1,448万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,718億7,174万9,000円とし、可決されました。

議案第11号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて、小林由士郎氏、神山光男氏、山田春男氏の3名の選任が同意されました。

次に、第三者行為に関する報告が2件あり、いずれも承認されました。

次に、議員提出議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定、議員提出議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例施行規程の制定について、議員提出議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての3件が上程され、全会一致で全て可決されました。

報告は以上です。

○議長(新井邦弘君) 次に、茨城県南水道企業団議会報告について、大越勇一議員。

[茨城県南水道企業団議会議員大越勇一君登壇]

○茨城県南水道企業団議会議員(大越勇一君) 令和5年第1回茨城県南水道企業団議定会の御報告をいたします。

令和5年2月17日午後1時30分から企業団議場にて開催され、執行部提出議案として、議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第3号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第5号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、以上5件の提案がありました。

議案第1号については、令和3年5月19日に個人情報保護に関する法律の改正が行われ、地方公共団体に関する規定につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなります。この法改正に伴い、企業団の個人情報保護条例を廃止し、新たに必要な規程を整備するため、個人情報保護に関する法律施行条例として制定するもので、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第2号については、指定代理納付者制度から指定納付受託者制度へ制度を変更することに伴う地方自治法の改正によるもので、この改正に伴い、企業団の給水条例の一部に所要の改正を行うものであり、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第3号及び議案第4号については、公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられる内容の地方公務員法の改正に伴い所要の改正を行うもので、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第5号の予算案については、企業団の業務の予定量及び収入収支について説明があり、令和5年度の税抜きでの損益は7億9,135万6,000円の純利益となる見込みとのことでありました。工事予定額については、配水管布設工事4億3,285万円、配水管布設替工事24億2,191万4,000円、配水場更新工事9,284万円等、合計34億1,798万4,000円を予定しているとのことでした。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

また、議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例について及び意見書案第1号 茨城県企業局が茨城県南水道企業団との契約水量を使用実績に合わせることを求める意見書についても審議が行われ、いずれも全員賛成で原案のとおり可決されました。

そのほか一般質問では、水道料金の引下げについて、水道事業の広域化について等の質問がありました。

以上で、茨城県南水道企業団の議会報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 令和5年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日までの通算19日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様には慎重なる御審議をいただき、提案いたしました案件は全て原案のとおり可決並びに承認を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

議案第25号については以前、基盤整備等は、一般質問の中だと思っておりますけれども、できないことを伝えてあります。規模が大き過ぎて、あのときに何でこんな設計したのだろうという話まで遡っていろいろやった覚えがあります。井原議員もたしかあのときはいたと思うのですが、石井議員の質問でもちょっと話していますし、あのサイズではできないのです。それは説明してあります。井原議員にいつも提案していただいているので、言われたことはすぐに私は動いております。

この会期中、今も申し上げましたが、一般質問や議案審議等の過程において議員の皆様からいただきました様々な御意見や御提案につきましては、真摯に受け止めて、スピード感を持って町政に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻から、1年がたちました。いまだ激しい戦闘が続き、多くの犠牲と被害が出ています。一日も早い戦争の終結を願うばかりでございます。

また、この軍事侵攻に加えて、気候変動やエネルギー価格の高騰など、世界が抱える課題は私たちの生活にも深刻な影響を及ぼしております。町民の皆様のご生活と安心・安全を守ることを第一に、様々な課題に柔軟かつ的確に対応してまいりますので、議員の皆様方には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。長期間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議に付された事件は全て終了したため、会議規則第7条の規定により、今定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認めます。

以上で、令和5年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和5年第2回定例会は、6月2日の開会を予定しております。
お疲れさまでした。

午後零時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 石山肖子

署名議員 花嶋美清雄